表-1 産業廃棄物の種類

	<u>表−1 産業廃</u> 種類	米化	の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			具体例
1	燃え殻		焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
			工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥
2	汚泥		法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭
			酸カルシウムかすなど
			(注)油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
3	廃油		鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4	廃酸		廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
5	廃アルカリ		廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック		合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状および液状のすべての合成
	類		高分子系化合物
			紙、板紙くず、障子紙、壁紙など
			『建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、
7	紙くず	Ж	紙または紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)、出
			版業(印刷出版を行うものに限る)、製本業および印刷物加工業に係るものならびにPCBが
			塗布され、または染み込んだものに限る。』
			おがくず、バーク類、木製パレット、木製リース物品など
			『建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る)、木材また
8	木くず	Ж	は木製品の製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業および輸入木材の卸売業に係るもの
			ならびにPCBが染み込んだもの、物品賃貸業に係る木くずに限る。』貨物の流通のために使
			用したパレットに係る木くずについては、業種の限定はありません。
			木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、畳、カーテンなど
9	繊維くず	Ж	『建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業
			(衣服その他の繊維製品製造業を除く) に係るものおよびPCBが染み込んだものに限る。』
	動植物性残さ		あめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚および獣のあらなど
10		Ж	『食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物
			に係る固形状の不要物』
11	動物系固形不要	*	法に定めると畜場(と畜場法)および食鳥処理場(食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関
''	物	**	する法律)における処理時に排出される固形状の不要物
12	ゴムくず		天然ゴムくず
13	金属くず		鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	ガラスくず、コン		ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)、
14	クリートくずお		耐火レンガくず、陶磁器くずなど
	よび陶磁器くず		
1.5	会ナル		高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭粉炭かす、鋳
15	鉱さい		物砂など
10	下570 千平三		工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要
16	がれき類		物など
17	動物のふん尿	Ж	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿『畜産農業に係るものに限る。』
18	動物の死体	Ж	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体 『畜産農業に係るものに限る。』
	-21/2 A DLT:		大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2
	. 18		条第2項に規定する特定施設(ダイオキシン類を発生し、および大気中に排出するものに限る)
19	ばいじん		または上記1~18 に掲げる産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん
			施設によって集められたもの
	上記1~19に掲げ	る産	業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コン
20	クリート固型化物		TO STATE OF THE POST OF THE STATE OF THE STA

◎ ※印については業種の限定があります。

◎ 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築または除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。石綿を含む建材であって、廃石綿等に該当しないもの(飛散性のない石綿スレート管、Pタイル、窯業系サイディングなど)。対象となる産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類が想定されます。

表-2 特別管理産業廃棄物の種類

	種類	具 体 例		
廃 油		揮発油類、灯油類、軽油類		
		p H2.0 以下のもの (著しい腐食性を有するもの)		
アルカリ		p H12.5以上のもの (著しい腐食性を有するもの)		
感染性廃棄物		医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物または これらのおそれのある廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず等であるもの(血液、使用済の注射針など)		
	廃PCB等	廃PCBおよびPCBを含む廃油		
	PCB汚染物	PCBが塗布され、または染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着し、または封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・がれき類		
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの		
		(PCB処理物に係る判定基準(P. 4<別表>)を超えるもの)		
	廃水銀等	<別表2> のとおり		
	廃水銀等を処分する			
	ために処理したもの	<別表2> のとおり		
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	廃石綿および石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業に係るものおよび大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたものであって飛散するおそれのあるもの ①石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿 ②石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの (1)石綿保温材(2)けいそう土保温材(3)パーライト保温材等 ③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの ④大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん装置で集められたもの ⑤大気汚染防止法の特定粉じん発生施設または集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等であって石綿が付着しているおそれのあるもの		
	燃え殻、汚泥、廃酸、 廃アルカリ、鉱さい、 ばいじん、ならびに前 記のものおよび次の 廃油を処分するため に処理したもの	有害物質の判定基準 (P. 4〈別表〉)を超えるものまたは適合しないもの ※ダイオキシン類に係る有害物質の判定基準は、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリの含有等試験で (P. 4〈別表〉)を超えるものは、特別管理産業廃棄物となる トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジ		
	廃 油	クロロエタン、1, 1ージクロロエチレン、シスー1, 2ージクロロエチレン、1, 1, 1ートリクロロエタン、1, 1, 2ートリクロロエタン、1, 3ージクロロプロペン、1, 4ージオキサン、ベンゼン(いずれも廃溶剤に限る)		
ばいじん		輸入された廃棄物の焼却施設(処理能力 200 kg/時間以上または火格子面積 2 ㎡以上の焼却施設であって環境省令で定めるものに限る)において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの		
ばいじん、燃え殻、汚泥、ならびに上記のものを処分するために処理したもの		①ダイオキシン類特別措置法対象の廃棄物焼却炉において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの(ばいじんにあっては集じん施設で集められたもの、汚泥にあっては排ガス洗浄施設、湿式集じん施設または灰の貯留施設から排出されたもの) ②輸入された廃棄物であること(ばいじんにあっては集じん施設で集められたもの、燃え殻および汚泥にあってはダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの)		

〈別表 1〉

有害物質の判定基準

有害物質	燃え殻、汚泥、鉱さい、 ばいじん、これらの処理物	廃酸、廃アルカリ
	溶出試験	含有試験
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 mg/l	0.05 mg/l
カドミウムまたはその化合物	0.09 mg/l	0.3 mg∕ℓ
鉛またはその化合物	0.3 mg/0	1 mg∕0
有機りん化合物	1 mg/0	1 mg/0
六価クロム化合物	1.5 mg/0	5 mg/0
ひ素またはその化合物	0.3 mg/0	1 mg/0
シアン化合物	1 mg/0	1 mg/0
РСВ	0.003 mg/l	0.03 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/0	1 mg∕0
テトラクロロエチレン	0.1 mg/0	1 mg∕ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/l	$2 mg/\varrho$
四塩化炭素	0.02 mg/l	0.2 mg/0
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l	0.4 mg/0
1,1ージクロロエチレン	1 mg/0	10 mg/0
シスー1,2ージクロロエチレン	0.4 mg/0	4 mg/0
1, 1, 1ートリクロロエタン	3 mg/0	30 mg/0
1, 1, 2ートリクロロエタン	0.06 mg/l	0.6 mg/Q
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l	0.2 mg/0
1,4ージオキサン	0.5 mg∕ℓ	5 mg/l
チウラム	0.06 mg∕ℓ	0.6 mg/l
シマジン	0.03 mg∕ℓ	0.3 mg/0
チオベンカルブ	0.2 mg∕ℓ	2 mg/0
ベンゼン	0.1 mg/0	1 mg/0
セレンまたはその化合物	0.3 mg∕ℓ	1 mg/0

PCB処理物に係る判定基準

廃棄物の種類	溶出試験 含有試験	
廃油		0.5 mg/kg
廃酸、廃アルカリ		0.03 mg/Q
廃プラスチック類、金属くず	PCBが付着していない、または封	入していないもの
陶磁器くず	PCBが付着していないもの	
上記以外のもの	0.003 mg/l	

ダイオキシン類の係る判定基準

廃棄物の種類	含有試験	
廃棄物焼却施設によって集められたばいじん、燃え殻		
製鋼用電気炉ならびにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶 解炉および乾燥炉において生じたばいじん	廃酸、廃アルカリ以外	廃酸、廃アルカリ
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を有する 工場等において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ 上記廃棄物を処分するために処理したもの	3ng−TEQ/g	100 p g−TEQ∕g

廃水銀等および当該廃水銀等を処分するために処理したもの

廃水銀等	(1) 次のaからgの施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が	
	産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く)	
	a 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から	
	を回収するための施設	
	b 水銀使用製品の製造の用に供する施設	
	c 灯台の回転装置が備え付けられた施設	
	d 水銀を媒体とする測定機器 (水銀使用製品を除く。) を有する施設	
	e 国又は地方公共団体の試験研究機関	
	f 大学及びその附属試験研究機関	
	g 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研	
	究を行う研究所	
	(2) 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃	
	棄物となったものから回収した廃水銀(水銀若しくはその化合物が含まれている	
	ばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったもの	
	から廃棄物処理施設等で回収した廃水銀)	
廃水銀等を処分する	上記(1)又は(2)に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境	
ために処理したもの	省令で定める基準(水銀の精錬設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであ	
	ること)に適合しないもの	